

The background is a light gray field with several overlapping circular and organic shapes. Some shapes are filled with a dense pattern of small white dots, while others have diagonal white stripes. The overall aesthetic is modern and minimalist.

II

各論編

第1節 社会全体の意識づくり

1 めざす姿

- ・「こどもまんなか社会※」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができます。
- ・こどもも大人も、全ての県民が、大切にされている、共に生きているという幸せを実感することができます。
- ・こどもや子育て中の保護者等に声をかけ、気遣う温かなふれあいがどこにでもあります。
- ・若い世代が、こどもを生み、育てることに夢や希望を持つことができます。

※こどもまんなか社会

こども大綱において、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健康やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」と定義されています。

2 具体的な取組

- ① こどもと子育て家庭を社会全体で支える機運を醸成するため、全ての県民が、次世代育成支援対策の必要性について理解を深め、それぞれの地域や立場に応じた取組の輪を拡げることができるよう、全県的な広がりのある広報・啓発活動を展開します。
- ② こどもや若者が、出産や子育てを通じて喜びを感じることができるよう、肯定的なメッセージを、様々な機会を活用して発信します。
- ③ 「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、人権が尊重される社会づくりを推進します。
- ④ 青少年の健全育成を図るため、「大分県青少年の健全な育成に関する条例」を適切に運用するとともに、条例で規定した「青少年の日(毎月第3金曜日)」等における県民の責務について啓発を推進します。
- ⑤ 社会全体において、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた意識啓発を行います。

トピック

スポーツ組織連携事業 ～人権サッカー教室～

こどもたちの人権意識高揚を目的として、県民への知名度が高いプロチーム「大分トリニータ」と連携し、大分県内の小学生等を対象とした人権サッカー教室を開催しています。

プロのサッカー選手やコーチと一緒にプレーする機会を通じて、楽しみながらチームワークや相手を思いやることの大切さを伝えています。また、サッカー教室に合わせて、人権擁護委員による人権講話を行い、選手・コーチと共に人権を尊重することの大切さについて考える機会を提供しています。



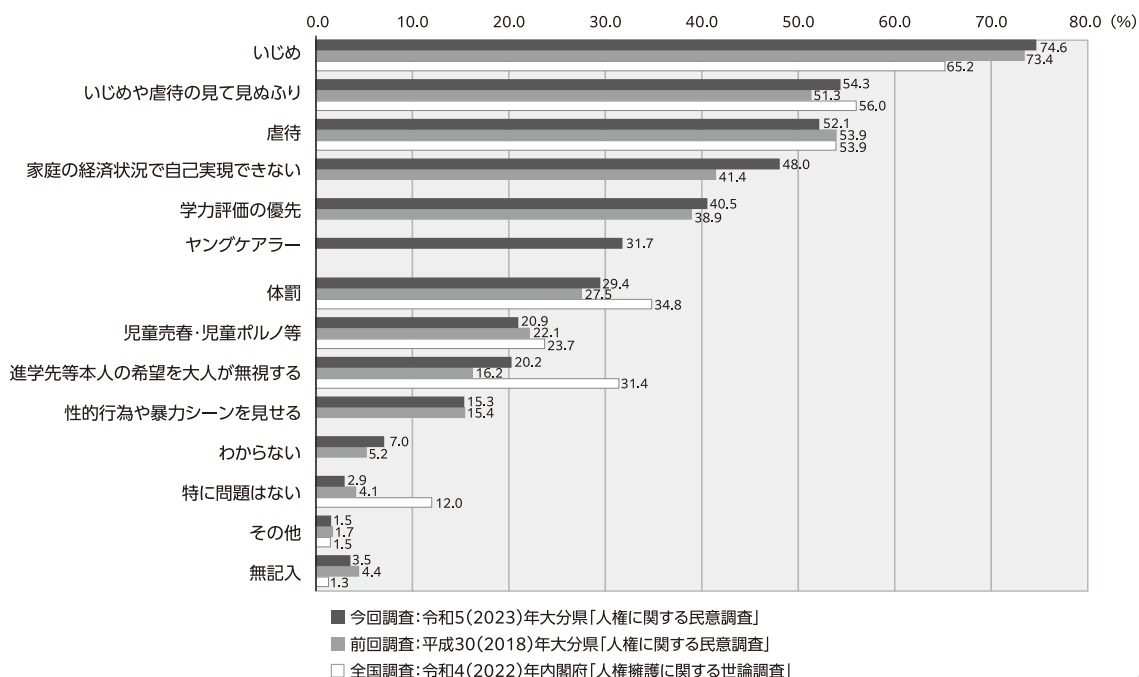
トピック

令和5(2023)年度人権に関する 県民意識調査結果について

大分県では、5年に1回「人権に関する県民意識調査」を実施しています。大分県民の人権に関する意識の現在の状況を把握するとともに、過去の調査との変化や全国調査との比較を行うことで、今後の県民に対する人権尊重意識の啓発活動等へ活かすことを目的としています。

「子どもの人権」について、「現在どのような人権問題があると思うか」という質問に対し、「いじめを受けること」と答えた県民が最も多く、次いで「いじめ、体罰や虐待を見て見ぬふりをされること」が多くなっています。また、今回新たに追加した「ヤングケアラー」は3割以上の人を選択しており、新たな人権課題として認識されてきています。

子どもの人権に関することでどのような人権問題があるか



第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり

1 めざす姿

- ・こどもが、「自分の権利」について、学校や家庭、地域でしっかり学ぶことができます。
- ・こどもが、自分も他者も大切にする気持ちを持つことができます。
- ・こどもの意見や気持ちを尊重し、こどもとの対話を大切にします。

2 具体的な取組

(1)こどもの権利についての普及・啓発

- ① こどもを権利の主体として位置付けた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の趣旨や、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」とする「児童福祉法」の理念の普及に努めます。
- ② こどもが、大人とともに「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会を積極的に設け、こどもの保護や支援に当たっては、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。
- ③ アドボケイトの養成など、こどもが自己の意見を表明する際に利用できる仕組み作りに努めます。
- ④ こどものしつけに際して保護者が体罰を加えることのないよう、子育てに体罰は不要であることの啓発や、子育てに悩む保護者の支援体制の充実に努めます。
- ⑤ いじめや虐待等こどもの現状について、認識を深めるとともにこどもを社会全体で守る環境づくりに努めます。

(2)こどもの人権に関する学習の推進

- ① こどもが、自分と他者それぞれの権利の大切さを認めながら、生活の中にある人権侵害に気づき、適切に対処するためのスキル(技能)や態度の育成を図ります。
- ② こどもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めます。

(3)こどもの自尊感情の醸成

学校や地域、家庭での様々な活動を通して、こどもが、肯定的な感情や自分を価値ある存在と思う気持ちを感じることで、また、相互の違いを認め合う中で、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、「人権尊重の3視点」を活用した学習を進めます。

※「人権尊重の3視点」とは、児童生徒の「自己有用感」を高めるための視点であり、「わかる授業」の成立のための視点です。「自己存在感を持たせる支援」、「共感的関係を育成する支援」、「自己選択・決定の場の設定」の3つの視点に立ち、学習を進めます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
体験的参加型人権学習を受講した児童生徒の割合	%	100	R5年度	100

トピック

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)について

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての児童の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年、国連総会において全会一致で採択されたものです。日本では、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准、同年5月22日から効力が発生しています。

この条約では、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約の締結国が負うべき義務を明らかにしています。この中で、こどもを単に保護の対象として見るのではなく、「最善の利益」が実現されるため、こどもは権利の主体でありその権利を行使する主体であると位置づけ、意見表明の自由や表現の自由、思想・良心の自由など多くの権利をこどもに保障しています。

(児童の権利に関する条約)第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

トピック

「児童福祉法の理念」について

平成28年の児童福祉法の改正によって、「児童福祉法の理念」についての規定が、昭和22年の制定以来初めて見直され、こどもが権利の主体であること、こどもの意見が尊重されること、こどもの最善の利益が優先されること等が明確になりました。

なお、本県では、令和2年度から施設入所児童や里親等委託児童など社会的養護下にあるこどもたちの意見を表明、形成する支援として、こどもの権利擁護事業を実施しており、こどもの権利擁護に取り組んでいます。

(児童福祉法)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

親権者による体罰の禁止について

児童虐待防止対策を強化するため、令和元年(2019年)に、児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、親権者等がこどものしつけに際して体罰を加えることを禁止しました。

(児童虐待の防止等に関する法律)第14条

1 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。



なぜ体罰等はいけないの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。



しつけと体罰はどう違うの？

- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を歩えなかった

▶▶▶ 全て体罰です。

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。



子育てはいろいろな人の力と共に

- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんと、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所などとも連携して社会全体で支えていく必要があります。

子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、咬む、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもも同じです。
- 子どもも人権の主体であり、全ての子どもには、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。



詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekoosodate.pdf>

ご相談は

〇〇市〇〇課 TEL.000-000-0000

虐待かもと思ったら

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

189

※一部の携帯電話からはつながりません。

虐待かもと思ったらなどに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかかるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

第3節 男女共同参画に関する意識づくり

1 めざす姿

- ・「男性は仕事、女性は家庭」など固定的な性別役割分担意識が解消され、お互いの人権が尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できます。
- ・性別に関わらず、相互に協力しながら家事や育児を行い、共に喜びと責任を分かち合って心豊かに暮らすことができます。
- ・性別に関わらず、家庭生活と仕事や地域活動を両立させて、充実した生活を送ることができます。

2 具体的な取組

- ① 家庭・地域・働く場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識啓発を行います。
- ② 夫婦で家事や育児を分担して行うことの意義や大切さについて理解が広まるよう、広報・啓発を行うとともに、男性同士が家事や育児について交流できる場を創出する取組を推進します。
- ③ 家庭・地域・働く場での女性の活躍を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	（年 度）	目標値 (R11年度)
社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	%	12.4	R4年度	※検討中
管理的職業従事者に占める女性の割合	%	13.4	R5年度	23.4

※令和11年度目標値については、令和7年度「大分県男女共同参画審議会」等で審議の上、設定を行う。

トピック

男女共同参画推進の取組について

県内の自治会における女性会長の割合は3.8%(令和5年度)にとどまるなど、女性の社会参画は十分には進んでいません。

男性と女性が家庭、学校、地域、働く場でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、県や市町村、企業、民間団体、県民が一丸となって取り組む必要があります。

そこで、毎年、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」とし、県民の意識を深めるための啓発事業として、街頭啓発キャンペーンやアイネス男女共同参画フェスタを開催しています。

フェスタでは、男女共同参画をテーマとした講演会やワークショップ、アンコンシャス・バイアス事例パネル展示等を実施しています。



女性の活躍推進の取組について

多様性に富んだ活力ある地域社会を構築するためには、女性の活躍推進が不可欠です。

共働き世帯が増加する中、特に働く場における女性の活躍を推進するため、県は経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、県内企業等に「女性活躍推進宣言」を働きかけています。

この宣言は、企業等が、女性が働きやすい職場づくり、環境整備、制度の導入、採用、登用などについて、それぞれの状況に応じた取組目標を宣言するもので女性の従業員比率や管理職比率など、一定の基準をクリアした宣言企業は、「おおいたキャリアール認証企業」として県が認証しています。その中で、特に取組が優れた企業は「おおいた女性活躍推進事業者表彰」を行い、その取組を公表しています。

また、こうした企業等の取組を後押しするため、専門家（社会保険労務士やキャリア・コンサルタント）を派遣し、それぞれの実情に応じた支援等も行っています。

【ホームページ】「女性活躍 大分」で検索



「令和5年度おおいた女性活躍推進事業者表彰」



第1節 こどもや母親の健康づくり

1 めざす姿

- ・妊産婦が、安心して健診を受けることができます。
- ・妊産婦が、必要に応じて職場での負担軽減措置を受けることができます。
- ・リスクを伴う妊娠・出産に臨む女性が、高度・専門的な医療により守られているという安心感が得られます。
- ・こどもが不安な時に、いつでも体や気持ちを受けとめてもらえることで、安心感や他者への信頼感が育まれ、愛着形成を促せます。
- ・こどもの育ちや子育てが、多くの人に支えられていると実感できます。

2 具体的な取組

(1)安全・安心な妊娠・出産環境の確保

- ① 県内における周産期医療体制を検討・評価するため、産科・新生児科・救急関係者等からなる大分県周産期医療協議会を開催し、安定した周産期医療提供体制を維持します。
- ② 一次医療機関と二次・三次周産期医療機関の役割を明確にし、高度・専門的な医療を必要とする妊婦や新生児が安全・安心な医療を受けられるよう、連携強化を図ります。
- ③ 周産期救急搬送を必要とする妊婦や新生児の安全を守るため、周産期救急搬送体制に係る産科・新生児科・救急関係者等の周産期医療関係者の研修等を実施します。
- ④ 働く女性が、母子保健法に定める保健指導や妊婦健康診査を受診できるよう、また、職場における労働時間の短縮等、職場において医師等の指導に基づく適切な措置が図られるよう、男女雇用機会均等法や「母性健康管理指導事項連絡カード」の活用について、普及・啓発を行います。
- ⑤ 市町村が実施する公費負担による妊婦健康診査の受診勧奨を促し、悩みや困りごとを抱えている若者等に対し、産科医療機関への同行支援や初回産科受診料支援等により、未受診妊婦や飛び込み出産の減少を図ります。また、産科医療機関まで20km以上ある妊産婦への交通費等支援を行い妊産婦の経済負担の軽減を図ります。
- ⑥ 精神疾患を持つあるいは精神的リスクを持つ妊婦に対し、産科医療機関と精神科医療機関、行政との連携により、無事に出産に至るよう支援体制の強化を図ります。
- ⑦ 妊産婦に対し、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診や予防処置を受け、本人及び生まれてくるこどもの歯や口腔の健康管理を行う習慣を身につけることの重要性について、普及・啓発に努めます。

(2)妊娠期からの切れ目ない支援の充実

- ① 「こどもの育ちや子育てが多くの人に支えられている」と実感できるよう、こども家庭センターや地域子育て支援拠点等で、妊娠・出産・育児期等のライフステージごとに、利用可能な医療・保健福祉サービス等の情報提供を行うとともに肯定的なメッセージをタイムリーに伝えることを推進します。
- ② 妊娠・出産に関する悩みや女性の心身の健康に関する悩みに専門的に対応するため、性と健康の相談支援センター(おおいた妊娠ヘルプセンター)の充実を図ります。

- ③ 妊娠中は精神的にも不安定になりやすく、妊婦自身の体調や初めての出産や多胎児の子育てなど、育児に不安を抱く場合には、産科・小児科、必要に応じて精神科医療機関と行政が連携して支援を行うことで、産後うつ予防や育児不安の軽減を図り、産後も、市町村において産後ケア事業や乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援家庭訪問事業を推進します。

(3)地域におけるネットワークの推進

圏域ごとの関係者連絡会議の開催や育児等保健指導(ペリネイタル・ビジット事業)を推進し、医療機関、地域保健、福祉関係機関が連携した「地域母子保健・育児支援システム」(ヘルシースタートおおいた)による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。

(4)こどもの健やかな発育・発達への支援

- ① 心身の状態や経済的状況等により、こどもの発育・発達に影響を及ぼすおそれのあるハイリスク妊産婦を早期に発見し、切れ目なく支援が行える体制の充実を図ります。
- ② 乳幼児期の愛着を育むために医療機関や保育関係者等と連携した支援体制づくりを推進します。
- ③ 市町村が実施する乳幼児健康診査の標準化及び質の向上を図り、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見に努めるとともに、早期療育を行うため、関係機関のネットワーク化を推進します。
- ④ 市町村と連携し、こどもの事故防止や乳幼児突然死症候群予防対策、受動喫煙防止対策、予防接種の意義について、保護者、保育関係者等に対し、広報・普及啓発を推進します。
- ⑤ むし歯予防のための食生活の確立とフッ化物応用等による効果的な歯科口腔保健対策の推進を図ります。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
妊産婦死亡数(過去5年間の平均)	出産千対	0	R5年度	全国水準以下 (R5全国3.1)
周産期死亡率(過去5年間の平均)	出産千対	3.8	R5年度	全国水準以下 (R5全国3.3)
新生児死亡率(過去5年間の平均)	出産千対	0.8	R5年度	全国水準以下 (R5全国0.8)
妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	92.4	R4年度	全国水準以上 (R4全国94.4)
全出生数中の低出生体重児の割合	%	8.7	R4年度	全国水準以下 (R4全国9.4)
産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	%	6.5 (10市町村)	R5年度	全国水準以下 (R3全国9.7)
産後ケア事業の利用率	%	8.4	R5年度	全国水準以上 (R3全国6.1)
乳幼児健康診査の受診率(1歳6か月)	%	97.6	R4年度	全国水準以上を維持 (R4全国96.3)
乳幼児健康診査の受診率(3歳)	%	97.7	R4年度	全国水準以上 (R4全国95.7)
3歳児でむし歯のない者の割合	%	R7.3公表予定	R5年度	94以上
12歳児1人あたりのむし歯本数	本	0.6	R5年度	0.5
妊娠中の妊婦の喫煙率	%	1.7	R4年度	0
育児期間中の母親の喫煙率	%	5.4	R4年度	全国水準以下 (R4全国5.3)
育児期間中の父親の喫煙率	%	35.7	R4年度	全国水準以下 (R4全国30.8)

トピック

ヘルシースタートおおいた (地域母子保健・育児支援システム)について

県では、すべてのこどもが健やかな出生を迎えられること(ヘルシースタート)を目指して、県全体や県内7保健所単位で、医療・保健・福祉・教育の関係機関が連携した、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援が受けられる仕組みづくりを行っています。

トピック

おおいた妊娠ヘルプセンター

「思いがけない妊娠で困っている」「妊娠したけど、出産や育児が心配」など、妊娠・出産・育児についての相談はもちろん、女性の心身の悩みにも専任の助産師が丁寧に応じます。相談は無料です。ひとりで悩まず、まずは電話、メールでお気軽にご相談ください。

メール ninsin-783@sage.ocn.ne.jp

電話 0120-241-783

助産師、産婦人科医師が対面の相談にも応じます。

(産婦人科医師への相談は要予約)

水曜日～日曜日

11:30～19:00(年末年始を除く)



第2節 思春期からの健康づくり

1 めざす姿

- ・思春期のこどもが、その時期特有の身体的・精神的不安や悩みについて相談できます。
- ・思春期のこどもが、自分の健康に関する興味関心や、適切な健康習慣、性の知識を身につけた上で、将来のライフイベントを見据え、自らのライフデザインを描くことができます。
- ・思春期のこどもが、思春期特有の悩みを軽減し、自己肯定感を高めることができます。

2 具体的な取組

(1) 思春期特有の悩みの軽減への支援

大分県こころとからだの相談支援センターや保健所、おおいた妊娠ヘルプセンター（性と健康の相談支援センター）において、思春期の身体的・精神的不安や悩み等に関する相談・支援活動の充実を図ります。

(2) 健康教育等の推進

- ・保健所・市町村において学校保健等と連携し、性感染症や人工妊娠中絶、喫煙、ダイエット等の健康問題に関する情報提供や健康教育を推進します。
- ・男女を問わず、性や健康に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。
- ・心身の発達段階に応じたデートDVに関する講座を実施します。また、DV防止啓発用冊子の活用により、若年層への効果的な啓発に取組ます。

(3) 学校保健における指導の充実

- ① 学校保健に対する校内の指導体制を確立するとともに、保健、医療、福祉等の関係機関と連携し、学校保健委員会の役割・機能の充実を図ります。
- ② 健康相談に係る研修を通じた養護教諭の資質向上を図り、こどもの気持ちに寄り添った支援を行います。
- ③ 心の健康及び薬物乱用防止について、各学校において学校保健計画を作成し、指導時間の確保と充実を図ります。
- ④ 性に関する指導については、こどもの発達段階を踏まえ、保護者の理解を得ながら、学校全体で共通理解を図り、保健体育科や特別活動等における集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うように努めます。
- ⑤ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを活用した組織的な対応を徹底します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
十代の人工妊娠中絶率	人口千対	3.1	R5年度	全国水準以下 (R5全国3.8)

学校における教育相談体制の充実に向けて

近年、いじめや不登校児童生徒の増加に伴い、複雑化・多様化する困りや心理的な悩みを抱える児童生徒と保護者が増加しています。教育相談体制を充実するために、公認心理師や臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーや社会福祉士、精神保健福祉士などのスクールソーシャルワーカーを学校へ配置し、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的なスタッフとともに専門性を発揮しながら、教職員と協力し「チーム学校」として課題解決を目指しています。

また、児童生徒や保護者の困りや悩みの相談窓口として24時間子供SOSダイヤル、いじめ相談メール、こころの相談LINEを設置しています。

【スクールカウンセラー】

- ◆児童生徒、保護者に対するカウンセリング
- ◆保護者への助言・援助
- ◆いじめや不登校、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケア

【スクールソーシャルワーカー】

- ◆保護者に対する相談や福祉に関する情報の提供
- ◆いじめや不登校、貧困などで課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- ◆関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整

相談窓口

あなたの相談を待っています！

24時間子供SOSダイヤル 24時間電話対応

☎.0120-0-78310 (通話料金無料)

いじめ相談(メール) 24時間受付

no-ijime@pref.oita.lg.jp

こころの相談 LINEで友達登録

LINE ID: @913kaiae

ひとりでも悩まずに、まずは相談しよう！ ●学校での互人関係のこと ●勉強のこと、進路のこと ●家庭のこと、先生のこと ●その他様々な不安や悩み、心配なこと
大分県教育委員会(学校安全・安心支援課)



第3節 こどもの病気への支援

1 めざす姿

- ・安心してこどもの病気に関する相談や医療を受けることができます。
- ・こどもの医療費に係る負担が軽減されます。
- ・小児慢性特定疾病等で長期に療養が必要なこどもとその家族の精神的な不安が軽減されます。

2 具体的な取組

(1)小児救急医療体制の整備

- ① 休日・夜間におけるこどもの急な病気やけがに関する相談に応じる大分県こども救急電話相談事業を実施します。
- ② 地域の実情に応じた小児の休日・夜間における軽症の救急患者の受入体制整備を進めます。
- ③ 入院や手術の必要な小児救急患者をいつでも受け入れられる体制の整備を進めます。

(2)早期治療の促進等

- ① 子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、こどもの傷病の早期治療を促進し、保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費をはじめ、未熟児養育医療費、育成医療費等の助成を行います。
- ② 小児がんや慢性疾患等治療が長期にわたる小児慢性特定疾病患者に対し、家族の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担の一部を助成します。
- ③ 長期に療養が必要なこども（小児慢性特定疾病児童等）及びその家族を支えるため、地域における支援体制の強化を図ります。
- ④ 先天性代謝異常等検査の充実を図り、発症予防や正常な発育を支援します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	（年 度）	目標値 (R11年度)
小児の二次救急医療体制の整備率(整備済医療圏数/医療圏数)	%	100	R5年度	100

トピック

こどもの急な病気・けが こんなときどうする？

①大分県こども救急電話相談

休日・夜間に、こどもの急病やけがで心配なときや、病院に行った方がよいかどうか判断に迷ったときに、看護師が相談に応じます。

相談時間 平日／午後7時～翌朝8時
日・祝／午前9時～午後5時、午後7時～翌朝8時

プッシュ回線・携帯電話から #8000 電話 097-503-8822

※県境地域は大分県外につながることがありますので、097-503-8822に掛けてください。



②医療情報ネット(ナビイ)

全国の医療機関(病院、診療所、歯科診療所、助産所)・薬局の情報を提供している公的検索システムです。

お近くの小児科医を探したり、休日・夜間の当番医を探したりすることができます。



【HP】医療情報ネット

③小児救急ハンドブック

こどもの具合が悪くなった時に、しばらく様子を見てもいいのか、すぐに医療機関を受診した方がよいのかなど、症状に合わせて具体的な対処法を記載しています。実際に医療機関を受診するかどうかは、保護者のご判断となりますが、その際にお役立てください。



【HP】小児救急ハンドブック

トピック

大分県難病相談支援センター

(小児慢性特定疾病児童等自立支援員)

大分県難病相談支援センターは、難病患者さんやご家族等の相談窓口です。

小児慢性特定疾病児童等自立支援員も配置され難病のお子さんの成長にあわせて、関係機関と連携しながらご相談に応じしています。

【問い合わせ先】大分県難病相談・支援センター

〒870-0037 大分県大分市東春日町1-1(NS大分ビル2階)

電話 097-578-7831

FAX 097-578-7832

E-mail nanbyo-o@tempo.ocn.ne.jp

ホームページ http://nanbyo-o.server-shared.com/

相談の方法

相談は無料です。
個人情報の保護は厳守します。

<相談時間>

月曜日～金曜 (祝日・年末年始を除く)
時間 9:00～17:00

<面接相談>

支援員が、患者さんやご家族の方の抱える悩みや不安の解決をお手伝いいたします。面接相談をご希望の場合は、面接が重ならないようにあらかじめ電話にてご連絡ください。

<電話相談>

相談室にお越しになるのが難しい方のために、電話による相談もお受けしています。

<メール・FAX相談>

「相談はしたいけど初めての人にうまく伝えられるか心配・・・」そんな方には、Eメール・ファックスでもご相談をお受けしています。

第4節 食育の推進

1 めざす姿

- ・「食べることは楽しい」と感じ、家族や仲間等、他者とのふれあいも深まり、食事マナーや礼儀作法が身につきます。
- ・体の成長や健康づくりには、バランスのとれた規則正しい食事が重要であることがわかります。
- ・食品の栄養や安全性について正しく知ること、自分で食品を選び、おいしい料理を作ることができます。
- ・食料の生産、流通、消費の仕組みや自分の住む地域の産物、また、それらに関係する人々等を理解し、食べ物への感謝や地域の食文化、豊かな自然環境を大切にする気持ちが生まれます。

2 具体的な取組

(1)食を通じた家族や地域のふれあい

- ① 家族や仲間と一緒に料理や食事をする事を通じて、食の楽しさを伝えていきます。
- ② 地域の共食の場を通じて世代間の交流を進め、食事のマナー、食文化、バランスのとれた食事の大切さなどを伝えます。

(2)望ましい食習慣の定着

- ① 市町村が実施する乳幼児健診における離乳食指導や相談機会の活用、また、幼稚園・保育所等との連携により、正しい食習慣が確立できるよう、食育の充実や食物アレルギー対策など、市町村と連携した取組を推進します。
- ② 食生活改善推進協議会が行う「おやこの食育教室」や若者世代向けの講習会などを通じ、地域の栄養・食生活の課題解決のため、こどもから高齢者に対する食育を推進します。
- ③ 学校において、児童生徒が食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育の中核的役割を担う栄養教諭の配置を進めます。
- ④ 学校において、学級活動をはじめ家庭科や給食の時間を利用した食に関する指導を行うほか、親子料理教室の開催や給食だより等により家庭への積極的な情報提供を行うなど、家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じた食育を推進します。
- ⑤ 家庭の事情から食習慣に問題があるこどもについては、栄養教諭等を中心に学校全体で、さらにスクールソーシャルワーカーや地域の関係機関等と連携して必要な相談指導や支援を行います。

(3)地域の食文化の継承

- ① おおいた食育人材バンク登録者などの食育の実践者や団体が、こどもの食に関する講習会や親子料理教室、生産体験学習などの指導者として、地域における食育活動に取り組み、望ましい食習慣の定着や食文化の継承等を図ります。
- ② 学校給食において、地産地消を促進し、総合的な学習の時間や他の教科とも連携を図りながら、地域の農林水産業に携わる人々の姿や生産・流通・消費の仕組みを理解してもらうとともに、地域の伝統的な食文化を大切にしていける心を育成します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
月に1回以上食育に取り組む小・中学校の割合	%	-	R5年度	100

トピック

「おおいた食育人材バンク」を活用してみませんか

食のことを知りたい、学びたいとき、「おおいた食育人材バンク」をご活用ください。

地域に食育活動をひろげるため、みなさんの要望に応じて、おおいた食育人材バンクに登録している食育の実践者を「食育の先生(指導者)」として派遣しています(登録者への謝金及び旅費は、県が負担します)。

地域に伝わる郷土料理の実習や味噌などの加工体験、栄養の基礎知識や朝食の大切さなど各年代に応じた食生活に関する講話も行っています。

詳細は、地域食育総合窓口となっているお近くの県保健所または食品・生活衛生課までお問い合わせください。

【ホームページ】「食育人材バンク」で検索

問い合わせ先

市 町 村	所 属 名	連絡先(電話番号)
別府市・杵築市・日出町	東部保健所	0977-67-2511
国東市・姫島村	東部保健所国東保健部	
臼杵市・津久見市	中部保健所	0974-22-0162
由布市	中部保健所由布保健部	
佐伯市	南部保健所	
竹田市・豊後大野市	豊肥保健所	
日田市・九重町・玖珠町	西部保健所	0977-67-2511
中津市・宇佐市	北部保健所	0979-22-2210
豊後高田市	北部保健所豊後高田保健部	
大分市	食品・生活衛生課	097-506-3058

第1節 こどもの生きる力をはぐくむ学びの推進

第1項 幼児教育の充実

1 めざす姿

幼稚園と保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全てのこどもが健やかに成長できるように、幼児教育センターを核として、幼稚園教諭、保育士等を対象とする研修や助言を行うことで、幼児教育の更なる質の向上を実現します。

2 具体的な取組

- ① 幼児教育と小学校教育を円滑に接続するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の教職員等を対象に、架け橋期のカリキュラムに関する研修会を実施します。
- ② 幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設における教育力・保育力の向上を図るため、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を基にした各種研修会等を開催するとともに、園からの要請に応じて幼児教育スーパーバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。
- ③ 幼児教育・保育の振興と質の向上を図るため、市町村幼児教育アドバイザーを育成し、配置を推進します。
- ④ 幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設において、保育者が行ってきた援助や指導を小学校に適切に伝達し、就学前後におけるこどもの育ちをつなげるため、関係各課が連携しながら、幼児教育施設、小学校における「5歳児指導の記録」の活用を推進します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
架け橋期のカリキュラムを作成した幼児教育施設の割合	%	-	R5年度	48.0

トピック

「架け橋期のカリキュラム」について

「架け橋期のカリキュラム」は、幼稚園、保育所、認定こども園などの幼児教育施設と小学校が協働して、期待することも像や育みたい資質・能力を明確にし、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を示したものです。

幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉えて、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進するため作成が求められています。

竹田市では、文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム事業」のモデル地域として、令和4年度から令和6年度までの3年間で「架け橋期のカリキュラム」の作成を進めてきました。竹田市の取組は、各市町村のモデルとなって、県全体の「架け橋期のカリキュラム」の充実につながっています。

第2項 確かな学力の育成

1 めざす姿

- ・こどもが、夢に挑戦し、自己実現ができるよう、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力をバランスよく育成し、習熟の程度に応じた指導を行い、着実に学力を伸ばします。
- ・学力向上会議等の実施により、学校・家庭・地域が連携・協力してこどもの学習を支援します。

2 具体的な取組

(1)小・中学校の学力向上対策に係る支援

- ① こどもの学力や学習状況に応じた学習指導を行うため、学力調査を継続的に実施するとともに、調査結果を踏まえながら学習指導の工夫や改善を行います。
- ② 学力に関する情報を保護者や校区の関係者に公開するとともに、学校や家庭、地域が一体となった学力向上の取組を支援します。
- ③ 小学校高学年における教科担任制の取組や、中学校学力向上対策「3つの提言」の取組など、組織的な授業改善の取組を促進します。

(2)各市町村教育委員会に対する支援

- ① 市町村学力向上アクションプランの達成や学校全体による組織的な授業改善の取組が推進されるよう、各種協議会を実施し、情報の提供や助言を行います。
- ② 市町村学力向上アクションプランに基づき、各市町村教育委員会に学力向上に向けた加配教員を配置します。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【小学校】	%	102	R5年度	102
児童生徒の学力(全国平均正答率との比)【中学校】	%	98	R5年度	101

第3項 豊かな心の育成

1 めざす姿

- ・生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等を身に付けることができます
- ・こどもが、自分の気持ちや考えを相手に適切に伝えとともに、相手の気持ちや考えを、思いやりを持って受け取ることができるようになります。
- ・こどもが、読書を通して、多様なものの見方や考え方を身につけることができます。
- ・こどもが、多彩な文化芸術を通して、豊かな感性や創造性を身につけることができます。

2 具体的な取組

(1) 道徳教育の充実

- ① 自分自身と向き合い、他者とともにによりよく生きる資質・能力を備えたこどもを育成するため、「考え、議論する」道徳科の授業を推進するなど道徳教育の充実を図ります。
- ② 児童生徒が様々な人々との出会いや、地域との関わりの中で社会性や協力する心を育むことができるよう、社会福祉施設や地域におけるボランティア活動を推進します。

(2) 文化芸術活動の充実

こどもが文化芸術に触れ、親しむことができるよう、文化体験や作品展示の機会を提供するとともに、地域の人材を活用するなど、中・高等学校における文化部活動の活性化を図ります。

(3) 読書活動の充実

- ① こどもが本に親しむ機会を増やすため、小学校において読書活動の実施を推進するとともに、保護者、ボランティアや地域住民の協力による読み聞かせの充実を図ります。
- ② こどもを主体として読書活動を活性化させるため、学校や地域で友達等へ読書の楽しさを伝える「子ども司書(子ども読書リーダー)」を育成します。さらに、中学生、高校生対象のビブリオバトルを開催します。
- ③ こどもの主体的な読書活動、学習活動の充実のため、学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能の充実を図り、計画的な図書館活用を推進します。
- ④ 大分県立図書館情報ネットワーク(OLIB)による、小・中・高等学校への貸出や、県立図書館の休館日を開放した調べ学習体験(スクールサービスデイ)を実施するなど、公立図書館と学校が連携した取組を促進します。
- ⑤ 家庭や地域、学校における取組を支援するため、引き続き「子ども読書支援センター」により、地域や学校の研修会等に子ども読書推進員を派遣します。また、読書活動に役立つ情報を発信します。

(4) 体験活動の充実

- ① 「協育」ネットワークや地域人材等を活用し、放課後や休日に、伝統芸術文化活動や環境教育、農業体験、職業体験などのこどもの多様な活動を充実させます。また、引き続き、学校との情報共有や広報の連携を図ります。
- ② 県立青少年の家などの青少年教育施設において教育課程を踏まえた体験活動のプログラムを充実させるとともに、不登校の児童生徒を対象とした自然体験・生活体験プログラムを充実させます。また、活動に必要な施設などについて、児童のニーズに合わせた整備・更新を行い、安心して学べる機会の提供に努めます。
- ③ こどもたちの科学や技術への興味関心を高めるため、科学技術セミナーや科学体験プラザを開催するとともに、体験型子ども科学館O-Laboの取組を県内全域に拡げるなど、小・中学生向け科学体験活動を充実させます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	（年 度）	目標値 (R11年度)
読書が好きな児童生徒の割合(小5)	%	69.5	R5年度	75.8
読書が好きな児童生徒の割合(中2)	%	62.0	R5年度	69.8
読書が好きな児童生徒の割合(高1)	%	61.3	R5年度	69.5

県立図書館(子ども読書支援センター)について

大分県立図書館には、子ども読書活動推進のために、子ども読書に関する講師の派遣や情報発信などを行い、家庭や学校での読み聞かせなどを支援する「子ども読書支援センター」が設置されています。

【子ども読書支援センターの主な活動】

○子ども読書推進員(研修会講師)の派遣

読み聞かせグループやPTAなどが開催する研修会に、子どもの読書に関する専門的な知識や活動経験の豊富な県内在住の講師を派遣します。読み聞かせの方法や子どもの発達段階に応じた本の選び方、ブックトークや紙芝居の手法などを学ぶ研修を行うときには、ぜひご相談ください。

《研修テーマ》

- ・子どもを取り巻く環境と読書
- ・子どもの成長と読書
- ・本の選び方や読み聞かせにおすすめの本の紹介
- ・学校での読書活動 など



【問い合わせ先】子ども読書支援センター(大分県立図書館内)

電話 097-546-9972(代表)

受付時間 土・日・祝日を除く開館日の9時～17時

第4項 健やかな体の育成

1 めざす姿

- ・こどもが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わうことにより、主体的に運動やスポーツに親しむ資質や能力が育成されます。
- ・こどもの生活習慣が改善されるとともに、体力や運動能力が向上します。

2 具体的な取組

- ① 児童生徒の体力向上を図るため、小学校体育専科教員活用推進校、小学校体育担任制専科教員活用推進校及び中学校体力向上推進校を指定し、学校体育の充実を図ります。
- ② こどもたちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、公立中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を促進します。
- ③ 県下全ての公立小学校、中学校、高等学校において体力向上プランを作成し、児童生徒の体力向上に向けた「1校1実践」に取り組むことにより、運動好きな児童生徒を増やし、運動の習慣化・日常化を図ります。
- ④ こどもたちが、学校以外でも運動やスポーツに親しめるよう、運動公園等の充実を図ります。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(小5)	%	78.7	R5年度	82.5
児童生徒の体力(総合評価C以上の児童生徒の割合)(中2)	%	80.4	R5年度	84.0

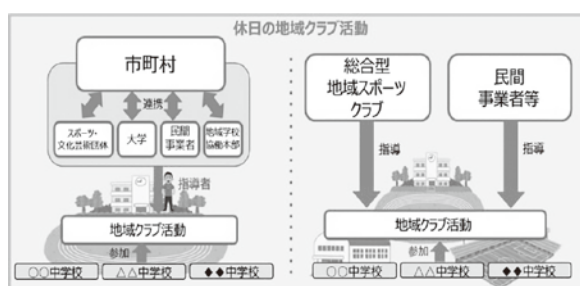
トピック

学校部活動の地域移行について

部活動は、「学校単位」から「地域単位」へ～「地域のこどもは、学校を含めた地域で育てる」～
少子化の進展により、学校や地域によっては学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しい状況にあります。

国は、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、各地域の取組を支援しています。

こうした中、県では、休日の公立中学校の部活動を令和7年度末までに地域クラブ活動へ移行することを目指しています。「地域のこどもは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、設置者である市町村をはじめ、関係者と連携・協働し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の構築に向けた取組を進めています。



【国が示す地域クラブ活動のイメージ図】

1 めざす姿

- ・学校運営に保護者や地域住民が参画することにより、学校と地域が一体となって子どもたちを育むことができます。
- ・保護者や地域住民との連携・協働により、学校に対する信頼が深まり、協力関係が構築されます。
- ・保護者や地域住民の意見や地域の教育力を学校運営に活かすことで、地域の強みや特色を生かした教育活動を展開できます。

2 具体的な取組

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

- ① 学校の教育活動を保護者や地域の方々に積極的に公開するなど、県民の教育に対する関心と理解を深めます。
- ② 明日の大分を担う心豊かでたくましい子どもを育成すること等を目的に条例で制定された「おおいた教育の日」(11月1日)や「おおいた教育週間」(11月1日～7日)の取組などを通じて、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。
- ③ 保護者や児童生徒等からのアンケートを取り入れた学校評価を行います。その際、重点目標に即した項目により評価します。また、学校ホームページ等による評価結果の公表を進めるとともに、課題に対して必要な対策を講じ、改善を図ります。
- ④ 学校・家庭・地域が目標の達成や課題の解決に向けて協働する「コミュニティスクール(学校運営協議会制度)」と、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネートによる多様な地域人材が参画する教育活動(地域学校協働活動)の一体的な推進を図ります。
- ⑤ 各学校のニーズに応じて、地域の優れた人材を授業や部活動等へ活用するなど、様々な場面での保護者や地域住民の協力を通じ、学校教育の一層の活性化を図ります。

(2) 信頼される学校づくりの推進

- ① 学力・体力の向上、不登校等の諸課題の解決のため、各学校が具体的な目標を設定し、学校全体で組織的に取り組む「芯の通った学校組織」の取組の深化を図ります。
- ② 教員採用選考試験を工夫・改善して魅力あるすぐれた教員を確保し、適正な人事配置を行うとともに、「大分県公立学校教員育成指標」を踏まえ、「大分県公立学校教職員の人材育成方針」に基づき、本県の教育課題を踏まえた人材育成を進めます。

(3) 安全・安心な学校づくりの推進

- ① 児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、老朽化対策などを推進するとともに、木材を利用するなど、快適でゆとりのある施設の整備を進めます。
- ② GIGAスクール構想の実現に向けて、整備されている学校ICT環境(児童生徒1人1台端末や高速通信ネットワーク、電子黒板等)の着実な更新を進めます。
- ③ 登下校時や校内における事件や事故、災害から子どもを守るため、学校の危機管理体制を確立するとともに、家庭・地域や関係機関との連携による安全対策を構築します。
- ④ インフルエンザや感染性胃腸炎のほか、新型コロナウイルス感染症など新興感染症についても十分な対応が取れるよう万全な対策を講じます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて 体制が整っている学校の割合(小・中学校)	%	56.6	R5年度	100
地域の高校(大分市・別府市を除く)における 学校運営協議会の設置割合	%	25.0	R5年度	70.8

トピック

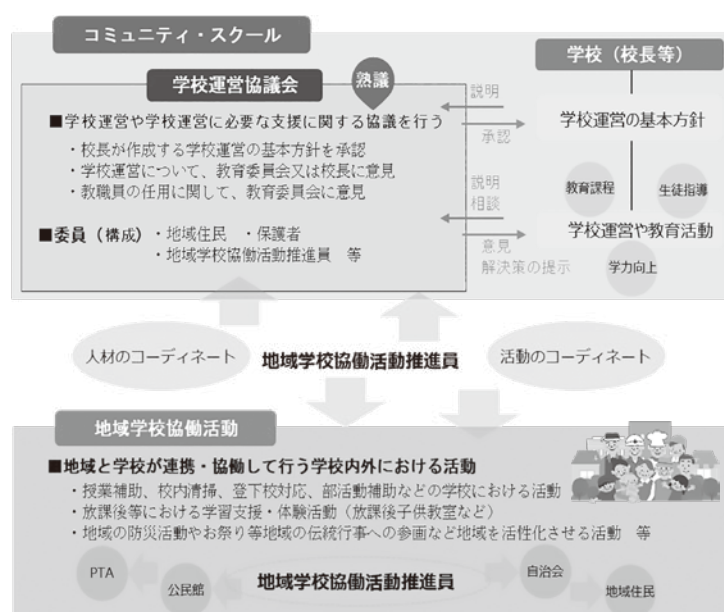
「地域とともにある学校」づくりの推進に向けて ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

学校の抱える課題が複雑化・困難化している現在、様々な課題を解決していくためには、学校はより一層地域に開かれ、学校・地域・家庭の連携・協働が重要になります。

大分県では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的推進を図り、学校と地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」づくりを推進しています。

■「コミュニティ・スクール」とは、学校内に保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会を設置し、地域と連携・協働しながら学校運営に取り組む学校のことです。「地域とともにある学校」への転換を図る有効な仕組みです。各学校の学校運営協議会では、学校の運営とそのために必要な支援についての協議を行っています。

■「地域学校協働活動」とは、地域と学校が連携・協働して行なう、子どもたちの成長を支える様々な取組・活動のことです。



第2節 家庭や地域の教育力の向上

1 めざす姿

- ・親としてのあり方や子育ての楽しさ、悩みなどを共有したり、助言しあったりすることができます。
- ・こどもにとって、地域における活動の場が充実したり、森林や自然に対する理解が深まります。
- ・地域の人々の見守りにより、こどもの安全が保たれ、親や保護者の安心につながります。
- ・地域の大人にとって、こどもとふれあう機会や、知識、技能を発揮できる機会が増えます。

2 具体的な取組

(1) 家庭の教育力の向上

- ① 家庭教育の啓発に関することや子育てに関する相談などについて、「協育」ネットワーク活動における家庭教育支援の取組や各種研修、県ホームページにおける情報提供などをとおして支援を行います。

※「協育」ネットワーク活動とは、地域住民が地域のこどもを守り育てる仕組みのことです。地域のボランティア等が協力して、学習支援や部活動支援、登下校の見守り、放課後や土曜日に行う小学生チャレンジ教室等の活動を行っています。

- ② 家庭への支援に際し、乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と家庭保育についての理解に重点を置きます。

(2) 地域の教育力向上のためのネットワークづくり

- ① 学校・家庭・地域が連携・協働してこどもを育てる「協育」ネットワークの構築を引き続き推進するとともに、中核となるコーディネーター（地域学校協働活動推進員）の配置と資質向上等を図ります。
- ② こどもや若者に芸術文化に触れる機会を提供するため、芸術家や文化団体を地域の小中学校等に派遣し、ミニコンサートの開催や芸術家等との交流の場を設けるとともに、大分県立美術館で開催するこどもを対象としたワークショップやこどもから大人まで楽しめる展覧会など、文化活動に対する支援を行います。
- ③ 児童生徒が様々な人々との出会いや自然、地域との関わりの中で気づきを得られるよう、こどもや子育て家庭が参加できる農林水産業体験や料理教室等を開催します。
- ④ こどもに「ものづくり」や「技能」への関心を高めてもらうため、地域のイベントや商業施設等を会場に熟練技能士等による「ものづくり体験教室」を開催します。あわせて、大分県技能祭において親子でものづくりに親しめる「親子技能ふれあい広場」を開催するほか、技能や技術に関する展示を行います。また、非工業系職種を中心に、熟練技能者等を高等学校に派遣して、高校生の技能検定2・3級資格取得のための技術指導を行います。
- ⑤ こどもたちのものづくりと科学への関心を結びつけ、発明につながる創造性を育むために、少年少女発明クラブに対して活動支援や地域の指導者の育成を行い、発明品の発表の場として「大分県発明くふう展」を開催します。
- ⑥ こどもたちに等しく科学体験の機会を提供するため、O-Laboにおける科学体験活動を充実させます。施設では、科学に関する展示やプログラミングに関する教材を常設します。さらに県内各地域における科学体験活動を活性化させるため、出前講座や科学体験イベントを実施します。
- ⑦ こどもたちが、地球環境等の環境保全に関する問題について、地域の中で主体的に考え、実践的に行動できるよう、「こどもエコクラブ」の結成を促進します。
また、幼児や小・中・高等学校の生徒の環境保全意識の高揚を図るため、要望に応じて、学習会等へグリーンアップおおいたアドバイザーを派遣します。

- ⑧ 森林や自然に対するこどもたちの理解や関心を高めるため、「森の先生」の派遣や、こどもたちが木のおもちゃなど木製品とふれあうことで木材への親しみを深める「木育」等による森林・林業教育を推進します。
- ⑨ こどもたちが環境問題への関心や理解を深め、解決に向けて自ら考え行動する力を育むため、こどもたちの自然体験等の環境学習を支援するとともに、幼児・児童向け環境教育を推進します。
- ⑩ 「協育」ネットワークを活用し、地域における家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援部会や家庭教育支援チームの設置を促進し、家庭教育に関する地域課題の解決と保護者支援を行います。
- ⑪ 地域づくりを牽引する人材を育成するため、青少年団体への活動支援を行うとともに、中高生を対象として、リーダーシップを身につける研修会等の開催に取り組みます。

3 数値目標

指 標 名	単 位	基準値	(年 度)	目標値 (R11年度)
大分県立美術館の体験学習などに参加するこどもの数	人/年	16,990	R5年度	15,000
家庭教育を支援する取組を行う組織の数	団体	40	R5年度	85

トピック

みんな元気!!

「大分県少年の翼」を体験してみませんか!

県では、青少年健全育成の一環として、「大分県少年の翼」を実施しています。県内各地から集まった小学生団員が、訪問地の沖縄で、中学生の副班長さんや高校生の班長さんとともに3泊4日の集団生活を送るとともに、平和学習や自然体験、文化交流などの活動を行っています。世代や価値観が異なる仲間やスタッフと交流する中で、相手のことを考え、協力しあうことの大切さや、自らルールを決めて主体的に行動することの難しさなど、多くのことを学びながら成長していきます。昭和55年の事業開始からこれまで、延べ約2万7千人が参加し、参加者は地域や企業等様々な分野でリーダーとして活躍しています。

*「大分県少年の翼」の詳細や、小学生団員、班長・副班長の募集案内は、県庁ホームページや公式フェイスブックでご覧いただけます。

【お問い合わせ】

大分県少年の船実行委員会事務局
(生活環境企画課内)

電話 **097-506-3087**



大分県からノーベル賞科学者を! 「体験型子ども科学館O-Labo」

大分県ではこどもたちの科学や技術への興味関心を高めるため、「体験型子ども科学館O-Labo」を設置し、科学技術やものづくりを体験できる機会を提供しています。

土曜日・日曜日や長期休暇期間中に、大学の先生や企業の技術者、高校の先生や生徒が講師となり、実験や観察、ものづくりなど科学体験を楽しむことができます。時流に乗った内容の講座もたくさんあり、何度参加しても楽しめるものになっています。

また高校で実施する講座では、小中学生にとっては科学や技術に触れたり学んだりする喜びが得られ、講師の高校生にとっては教えることの意義や楽しさを感じ取れる、相互にとって貴重な体験になります。開館日には施設内に科学読み物の紹介コーナーを常設し、講座がない日でも企画展示を実施しています。



【講座内容】

通常講座

企業大学等と連携した各分野における講座

サテライトラボ

大分地区を除く県内すべての市町村における科学体験講座

その他、中学生対象のハイレベル講座等実施しています。

所在地

大分市府内町3丁目6-11 NTT府内ビル1F

開館日・時間

水・木・金・土・日(10:00~17:00) ※休館日についてはHPで確認してください。

ホームページ

「オーラボ」で検索

【問い合わせ先】大分県教育庁社会教育課



© Hiroyuki Hirai



ワークショップの様子

大分県立美術館(OPAM:オーパム)では、「五感で楽しむことができる」「出会いによる新たな発見と刺激のある」「自分の家のリビングと思える」「県民とともに成長する」という4つのコンセプトに基づいて、様々な視点で、全ての年齢層の方が芸術文化に親しめる美術館を目指しています。

美術館では、魅力ある企画展の開催はもちろんのこと、ワークショップや体験学習など、教育普及といわれる活動にも力を入れています。美術館の2Fは、研修室やアトリエ、体験学習室、ライブラリーなど、アートをより身近に感じてもらえるフロアとなっています。エドゥケーターといわれる美術館の専任スタッフが、趣向をこらしたワークショップや講座など、楽しい企画をたくさん用意しています。

どうぞ、自分の家のリビングのように、気軽にお越しください。



県立美術館とiichiko総合文化センターを中心とした「大分県芸術文化友の会 びび」では、メンバーを募集中です。美術館の企画展やコレクション展の無料鑑賞や割引、iichiko総合文化センターの公演チケットの先行予約や割引、県内の芸術文化情報のお届けなど、特典が盛りだくさんです。

県立美術館とiichiko総合文化センターでは、こども向けの企画展や公演を実施しています。また、両施設ともベビーベッド・ベビーチェア、授乳室が完備されており、iichiko総合文化センターでは、公演時の未就学児童の託児や親子室鑑賞サービスなども行っております。「友の会 びび」に入会して、芸術文化を日常生活に取り入れませんか？

詳しくは、OPAMホームページ(<http://www.opam.jp/bivi>)をご覧ください。

ホームページ <http://www.opam.jp/bivi>